

令和5年度第3回北区子ども・子育て会議 議事要旨
(令和5年度第3回(通算43回)北区子ども・子育て会議)

[開催日時] 令和5年11月6日(月)午後 6時30分～午後8時21分

[開催場所] 北とぴあ15階ペガサスホール

[次第]

- 1 開会
- 2 子ども・子育て施策等に関する報告事項
 - ①(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画(案)について
 - ②(仮称)北区子ども条例について
 - ③北区子ども・子育て支援計画2020の令和4年度実績について
 - ④北区子どもの未来応援プランの令和4年度実績について
- 3 その他
- 4 閉会

[出席者]

岩崎美智子	会長	石黒万里子	副会長	田崎 郁恵	委員
辻村 真実	委員	中村 章子	委員	我妻 澄江	委員
漆原 浩子	委員	太田 京子	委員	影澤 博明	委員
鈴木 将雄	委員	田邊 茂	委員	宮田 理英	委員
大島 幸子	委員	奥村 宏	委員	關口 泰正	委員
野田 忠	委員				

[資料一覧]

資料 1-①	【1/3】北区子ども・子育て支援総合計画2024(案)【令和5年11月版】
資料 1-②	【2/3】北区子ども・子育て支援総合計画2024(案)【令和5年11月版】
資料 1-③	【3/3】北区子ども・子育て支援総合計画2024(案)【令和5年11月版】
資料 1-④	修正内容一覧【第2章部分】
資料 2	(仮称)北区子ども条例の基本的な考え方(案)
資料 3-①	北区子ども・子育て支援計画2020(次世代育成支援行動計画)令和4年度実績報告
資料 3-②	北区子ども・子育て支援計画2020(子ども・子育て支援事業計画)令和4年度実績報告

【会長】

皆様、こんばんは。

それでは、定刻になりましたので、令和5年度第3回、通算第43回目の北区子ども・子育て会議を開会いたします。

本日もお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画2024の策定も、いよいよ大詰めとなりました。本日もご議論いただく内容を踏まえて、最終的に事務局で調整をしていただき、それを子ども・子育て会議の答申として、区長及び教育委員会に報告できればと思います。また、(仮称)北区子ども条例についてもご意見等をいただければと思います。どうぞ遠慮なくご発言いただいて、活発な議論が交わされればと思います。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、まず、事務局からお願いたします。

【事務局】

では、事務局です。本日の出欠状況の報告と、本日お手元に配付しています資料の確認をします。

まず、本日の出欠確認からです。本日は出席者15名、欠席者2名で、北区子ども・子育て会議の定数の過半数を超えていますので、定足数を満たしていることを報告いたします。

では、続きまして、本日席上に配付いたしました資料の確認をいたします。まず、ホチキス留めのA4資料、最初のページ、次第をご覧ください。次第の下のほう、資料一覧の表がございます。こちらをご覧くださいながら、資料確認したいと思います。

まず、資料1-①から、資料1-③まで、事前郵送資料です。続きまして、次第の下の表の資料1-④、資料2については、この次第の後ろのページにつづってございます。それから、資料3-①、②、資料4、こちらA4のホチキス留めの資料です。そして、A3の1枚、右上に当日差し替えと書いてある資料、A4、1枚配付してございます。それから、出席委員の席次表、A4、1枚です。

以上、配付資料の確認です。不足等ございましたら、お知らせください。

それから、本日、子ども・子育て支援計画2020と、北区子どもの未来応援プラン2冊、計画冊子お持ちいただくようお願いしていますが、お持ちでない方に貸出用ございますので、挙手いただけますでしょうか。

では、事務局からは以上です。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、次第の2、子ども・子育て施策等に関する報告事項ということで、①(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画(案)について、事務局からご報告をお願いいたします。

【事務局】

では、お世話になります。本日もよろしくお願いたします。なるべく端的な説明を心がけてまいります。ご不明な点は、質疑の中で対応したいと思います。よろしくお願い

たします。

まず、全体の体裁のお話をさせてください。前回の会議で、太字で強調されている文字とそうでない文字が混在されることについてご意見いただきました。私、その際の説明が誤っていましたので、訂正させてください。会議に提示する資料で、このような状況が生じてしまう理由ですが、この作成を委託している業者さんの使用する、これがユニバーサルデザインフォントというものなのですが、それが区のほうのパソコンに入っていないので、どうしても区のほうで修正をかけたりますと、こういった太字のものと太字ではないものが混在してしまいます。実際、成果物になった際には、本日資料1-③の2ページから始まる第1章というのが、これがフォントがきちんときれいに整った形です、1章のところだけ。2章になると、またフォントががちゃがちゃになってくるんですけど、1章のところのような形にはなるので、そういったことをご理解をいただければありがたいかなと思います。また、冊子の色遣いについてです。資料では、度々強調したい箇所を青だったりオレンジだったり、何か色をつけたりして資料を作ってきたんですが、成果物といたしましては、現行計画と同様、いわゆる1色刷りといったような形になりますので、その点もご理解いただければと思います。

また、今回、前回資料等の修正を赤字で行っている箇所と、青字で行っている箇所がございます。これは、事務局の事務作業上の都合で分けてございまして、現在、この当計画と併せて検討を進めてございます、教育ビジョンと連動して修正を行う箇所は青字としていくということだけの話ですので、それをご理解ください。あくまでもこちらの事務作業上の都合です。赤だろうが青だろうが、前回から変わっていることを示したところです。

では、第1章から順に、基本、前回との変更箇所を説明いたします。今回も右下にあります大きい数字のページで説明を行います。また、第2章のうち、赤字で分かりにくい箇所については、資料1-④という修正内容一覧を作っていますので、併せてご確認いただけるとありがたいです。

では、4ページ一番下の段落です。これは4ページのほう、よろしいでしょうか。1/3というものからですね。その4ページです。

一番下のところの段落、網かけがございますが、これは国の計画の策定期間が現段階では不明で、今後明らかに校正の必要がある箇所を網かけにしているというものですので、そのようにご認識ください。

次、7ページをご覧くださいませでしょうか。説明文の配置箇所を、一番下にあったものを上に組み込んだというだけのお話です。そのほうが分かりやすいかなといったような判断です。

次です。11ページをご覧くださいませでしょうか。

答申をいただいた後に、パブリックコメントを実施いたしますが、おおむね目安の日程が決まりましたので、この場でご報告します。12月11日から年明け1月16日までといったようなことで、今のところ、あくまで予定ではございますが、このようなことで予定しているということです。

次です。13ページをご覧くださいませでしょうか。第2章に進みます。

前回の会議でも様々ご意見をいただきました。大きくは表示する期間、対象とする期間がばらばらだったんですが、できれば平成22年からデータを取って表示すると。ただ、

表示が見にくくなってしまう場合には、平成26年からとするなど、一応、統一を図ったといったようなことです。お気づきの点などありましたら、ご意見いただけると助かります。

25ページだけ文言の修正をさせていただきます。25ページです。幼稚園の利用状況といったページになろうかと思えます。

こちら、赤字で修正した以外にも修正箇所がございます。本日発覚したもので申し訳ないです。2つ、上下にグラフがございまして、上のグラフの米印のところですが、説明書き、「平成29年以降は、さくらだ幼稚園がこども園に以降したため」と、そんな言葉があるかと思うんですが、まず、さくらだこども園が認定こども園に移行したということで、「認定」が入ります。こども園だけだと不適切な言い方になってしまうため、また「認定こども園に以降したため」、この「以降」の漢字がまた違っているといったようなことでございまして、今回以降修正しますので、申し訳ございませんでした。

次です。28ページからの現行計画の説明です。いろいろと文言の修正を行ってございます。

40ページに進みます。

40ページからは、昨年度行ったニーズ調査の結果を示してございます。赤枠で囲った表というのが前回と変更があったものですが、主な変更の内容といたしましては、現行の計画の冊子と合わせまして、前回調査との比較が分かるような形にしたということ、また、目盛りをそろえるなど、体裁を整えたということです。

ただ、65ページ、ご覧いただけますでしょうか。独り親支援の項目についてです。独自に調査を行っている調査項目として、今回この65ページについては、新たに追記したものです。せっかく独り親の調査をやっています、いわゆる独り親ではない世帯と比較して、様々、表は盛り込んでいるんですが、独自に行った部分についてこの表を入れてみました。

次、80ページをご覧くださいませでしょうか。子ども・子育てを取り巻く課題というところになります。

②でございまして、教育の場におけるというタイトルがあったんですが、これ、そもそも今回の次世代育成支援行動計画では、教育の場における子育ての支援という項目と、自己実現の場と体験機会の提供と、2つの項目がありまして、前回はこの項目を合わせた形で表記をしたんです。ただ、表記しますと、分かりにくいタイトルになってしまいますので、これを区内部で改めて検討しまして、次世代育成支援行動計画のとおり、ちゃんと項目を分けて書いたほうがいいのではないかとということで、②、③といったことで、自己実現と体験機会の提供という項目もしっかり立てて、きちんと記載したといったようなことです。

次です。82ページに進んでいただけますでしょうか。⑥です。若者を対象としたアンケートの結果ですとか、今後就労支援などを積極的に進めることなどを踏まえまして、社会的自立と就労支援の充実といった項目を立てまして、若者の経済的な自立について述べる形を取りました。

次、84ページにお進みいただけますでしょうか。中段よりやや下のところ、④で、保護者の経済的負担の軽減といったようなところがございます。この黒字のところ、安心し

て妊娠・出産ができるよといったようなことについては記載があったんですが、きちんと経済的にやっていけるか不安という声がアンケートでありましたので、そういったことをきちんとここにも反映させるべきだと考えまして、そういった説明を追記したものです。まずは、一旦この1のところだけ切って、ご意見いただければと。

【会長】

ご説明、ありがとうございます。

それでは、この資料1／3というもので、1章、2章でしょうか。ご質問等ありましたら、お願いいたします。

どうぞ。

【委員】

よろしくお願いいたします。

65ページの子ども食堂などの居場所の利用意向といったところに関してなんですが、世帯主と子のみで構成をされている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯となっていますが、こちらはなぜ子どもではなく、お子さんと表記したほうがよいのか。ほかのページを見ていると、子どもとなっていたりとかするかと思いますが、18歳以下のお子さんの保護者ではなく、18歳以下の子どもの保護者でもよいのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

すみません、よろしいでしょうか。

これは、実際に調査対象の方に呼びかけたときの言い方なんですね。それが反映されているので、ひょっとしたら子どもって直したほうが全体としてはとおりがいいかについては、検証させてください。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

何かありましたら、また後ほどお声がけいただければと思います。

それでは、続きまして、お願いいたします。

【事務局】

では、2／3の冊子というか、そちらのほうに進みたいと思います。第3章から始まるものなんですが、まず、108ページ、ご覧いただけますでしょうか。

施策目標第1の未来を担う人づくりの(2)教育の場における子育ての支援なんですが、こちら、今現在策定を進めています教育ビジョンで取り上げる事業も多いことから、教育ビジョン策定の過程の中で、文言の修正が度々行われてございます。ただし、内容といたしましては、前回お示しをしたものと基本変わってないと思っています。ただ、言い回し等については、いろいろ変わっているものがございますので、そういったことで青字修正の箇所が多々あるということでご理解をいただければと思います。

次です。115ページから116ページ、ご覧いただけますでしょうか。

116ページの頭に起業体験ワークショップというのがあったんですね。この事業なんですけど、今後ナンバー2の事業、起業家講演会と併せて行うといったような位置づけにするので、事業自体、何か減っているような感じがするんですけど、ただ、基本、1つの項にまとめたといったようなことで、ナンバー2の起業家精神の醸成といったようなところで、2つの事業をまとめて記載をするといったような形を取らせていただいております。

次です。123ページをご覧いただけますでしょうか。

中段に性の多様性への理解促進という項目がございます。前回、にじいろ相談の掲載について、ご意見いただきました。主にこの事業は4つの取組から成るもので、前回の資料でも、この③には位置づけていまして、その際、こちらで書いておきながら、きちんとお答えできず、申し訳ございませんでしたが、こういったことで記載をしたいと思います。

次です。142ページに進んでよろしいでしょうか。

142ページ、一番下です。給食費の補助についてです。都立の特別支援学校に通われている児童生徒さんにも拡充を行うことから、新規に加える形としてございます。

次です。178ページにお進みいただいてよろしいでしょうか。178ページです。

こちらにも1つ事業を削除するような形をしてございます。アドバイザー派遣制度の推進という事業、一番上にあるんですが、これを削除し、社会保険労務士出張相談の推進の中で、併せてこういった企業へのアドバイスも行うといったような方針に変わりましたので、こちらについても、単体での事業としては削除という形をしたいと思います。

次です。こちらのほうもそんなに説明はないので、併せてやってしまってもよろしいでしょうか、3冊目のほう。

こちらの3冊目の冊子ですが、内容について大きな変更はございません。ただ、今回初めて、220ページになるんですが、ご覧いただけますでしょうか。資料編というものを初めてお示ししています。

現行計画の内容に加え、現行計画でも子ども・子育て会議条例のことですとか、あと、委員さんの名簿とか、検討の経過などを記載している、あと、子どもの権利条約の話、子ども権利条約などを掲載しているんですが、それに加えて、今回こども基本法ですとか、東京都のこども基本条例、また間に合えば、国のこども大綱等を掲載できればと考えてございます。

最後に、すみません、全体的なお話をひとつさせてください。

区では、現在基本構想の改定を受け、基本計画等様々な計画の見直しを行ってございます。なので、本計画のいわゆる議論の中で、幾つかの事業について、今後は見直すとか、取りやめることになったとか、そんな報告を度々しましたが、休止、止める事業がある一方で、新たに取組の検討を行っている事業もございます。11月中旬頃に実施の目安が立つのかなといったような思いです。なので、そういったものの中でこの計画に盛り込むべきものもあるのではと予測ができます。そういったことも含めて、いろいろ今後、今日の意見とかも踏まえた形で、いろいろ修正が加わるといったようなことでご理解をいただければと思います。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。

2 / 3 と 3 / 3 についてご説明いただきました。いかがでしょうか、皆さんから、ご質問等ありましたら。

委員、お願いします。

【委員】

2 / 3 の 1 7 9 ページなんですけど、ここ、青字の部分、「男女共同参画」が消えて、「性の多様性の尊重意識」ですか、これに変わったんですね。あと、ここの主要事業のナンバー2でまた「男女共同参画」が消えて、「性の多様性の尊重」が大きく出ているんですけど、「性の多様性の尊重」ということと、「男女共同参画」って、全く別物で、「性の多様性」の中に「男女共同参画」が内包されるわけでもなく、ここで「男女共同参画」というのを消して、その代わりどこかに移動したのかしら。移動したとしたら、そこを教えてください。

【事務局】

すみません、では、まず私のほうから。この後、所管とも調整していろいろお答えしたいと思うんですが、まず移動ではないです、これ。どこかに男女共同が別に移ったというわけではありませんので、まずそこだけ。

【事務局】

事務局です。まず、性の多様性の尊重、意識に変わっているということでもありますけども、一応私の課のほうでは、同義と解釈して、今の表記になってございます。

以上です。

【委員】

では、意見を言わせてください。

ジェンダー・ギャップ指数って、日本はかなり落ちていて、146か国中125位という結果に今なっていますよね。日本では、男女共同参画が非常に遅れていて、もう国際的に取り残されている状態で、こういう状況の中で学校教育における子どもたちへの教育がとても大事だと思っています。それで、性の多様性ももちろん大事ですよ。だけど、男女共同参画意識の形成について、学校教育で必要ないと言われるのはとても心外で、「男女共同参画」と「性の多様性」というのは全く別物なので、ただの多様性じゃなくて、ここ、「性の多様性」ですよ。これ全然違うので、それは誤解ではないかと思います。ですので、「性の多様性の尊重」を書きたければ、別項目でそれも上げていただく、あるいは「性の多様性の尊重」と「男女共同参画」の両方上げていただく、どちらかだと思っています。一番上の主な取組の中で、二つ目の丸ですかね、その2行目は、「男女共同参画の考え方と性の多様性の尊重意識を身につけることができるよう配慮を行う」などと書いていただければまだいいかなと思います。私どもの団体としては、かなり衝撃的なご提案で、とても理解に苦しんでいるところです。

【事務局】

委員のご意見をそのまま受け取れば、恐らく併記がいいのかなんていう思いはあるんですけど、その辺を持ち帰って。

【事務局】

検討させていただきたいと思うんですけども、まず、委員の思いを表現できていないということについては分かりましたので、ただ、同じ意味合いでこちらのほうでは考えさせていただいたところなので、そこだけは申し添えたいと思います。

以上です。

【委員】

おっしゃることは分かりますけど、「同じ意味合いで考えた」ということについては異議を唱えたいと思います。男女平等はまだまだ進んでないというか、遅れているこの国の中で、性の多様性という言葉で全て解決できるという考えは、取り返しのつかないことになると、私どもは思っています。

【会長】

すみません。会長としてではなくて、委員としての意見です。今、委員がおっしゃったのは個人的な思いというよりは、これを分けること自体が普通であると、つまり性の多様性の問題と、それから男女共同参画というのは別の問題だということですね。やはり男女共同参画と性の多様性の尊重というのは、別の問題として考えるほうが一般的ではないかと私も思いますが、いかがでしょうか。

ご検討いただけるとありがたいと思います。

【事務局】

分かりました。検討させていただきます。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。

【副会長】

申し訳ありません、瑣末なことなのですが、3 / 3 の 2 2 4 ページの第 6 期の構成がございしますが、会長と副会長が逆ではないかと。

【事務局】

逆でした。すみません、申し訳ありません。

【会長】

ありがとうございます。それでは、修正していただければと思います。

【事務局】

そうですね。大変申し訳ございませんでした、本当に。ご指摘ありがとうございます。

【会長】

ほかにかがででしょうか。ほかによろしいでしょうか。この3分冊になっているところの1/3でも結構ですが、何かご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、計画策定について、今後のスケジュール等について、事務局からお願いいたします。

【事務局】

では、すみません、これまで本当に、この件については、いろいろと熱心にご議論いただきまして、本当にありがとうございました。

区長と教育委員会から、子ども・子育て会議について、本計画策定について諮問し、答申を得るといったようなことで、その得た答申をこの本計画、2024（案）という形でパブリックコメントに諮り、区民の方々からの意見などを反映させて、3月の教育委員会で議決を得て、最終的な策定にといったような形になります。

本日の会議の意見、また今後幾つか予定されています新規事業の反映ですとか、そういった最終的な北区子ども・子育て総合計画2024（案）については、正副会長にご確認いただきまして、子ども・子育て会議からの答申という形にしていきたいと思えます。

今後のスケジュールですが、今月中に答申をいただいて、先ほど資料にもお示ししたとおり、12月11日から1月16日までパブリックコメントを実施し、2月に開催になるかと思うんですが、子ども・子育て会議、またこちらで開いて、パブリックコメントでこんな意見がありました、それを受けて、こんな修正をかけますとか。あと、そういったことなどを報告いたしまして、3月教育委員会で決定し、計画策定といったような流れで進めたらと思えますが、ご理解いただければと思えます。

【会長】

ありがとうございました。ということで、進められるということですね。分かりました。

それでは、次第の2の②、（仮称）北区子ども条例について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

では、すみません。子ども条例のほうの説明に入りたいと思えます。

見た目としては、前回提示した基本的な考え方から変わっている部分も多いのかななんて思われる方もいらっしゃるかと思えます。理由ですが、いまだまだ検討中ではございますが、条文化された場合の順序や言い回しになるべく近づける形を考えてみました。内容については、基本、前回のものを踏襲してございますが、変更を加えた部分については、順を追って説明していきたいと思えます。

最初に、名称の案です。前回の会議の最後に、岩崎会長からご意見をいただきましたが、北区でも子どものアンケート1位だった「幸せ」と、その名称案のアンケートの際、3つの選択肢のうちでは、得票数では3位でありながらも、それなりに支持を受けた「権利」の2つを組み合わせではどうかと考え、案をつくってみました。ここにたどり着くのはいろいろ理由があるんですが、これまで子どもたちから子ども条例について意見聴取を行う際に、どのようなときに皆さん、幸せを感じますかと、その幸せを受けるに当たり、どんな権利が必要、どんな権利が裏づけになっているのかといったような形で話を展開しますと、子どもたちも非常に理解がよかったのではといったような経験、そのようなことから、「幸せ」と「権利」という言葉を2つ並べて、「権利と幸せに関する条例」といった案をつくってみました。なので、全体として、条例の名称である幸せという言葉、条文のほうにも何か所か反映させるような形を考えています。

先に進みますが、条例内容の(2)ですね、3ページになりますが。(2)総則の①の目的の文章についても、そのようなことで、幸せな状態で成長することができるといったような文言、加えるような形にしてございます。

では、3ページのほうをご覧くださいませでしょうか。

2の条例の内容のうち、(1)の前文についてです。基本、言い回しを整理したことと、子ども向けアンケートの結果を踏まえて、いわゆる宣言文形式にすることを明記いたしました。なお、前文については、パブリックコメントの対象とはいたしません。

(2)です。次に、(2)総則の①の目的です。子ども・子育て支援総合計画でも議論となりましたが、子どもが主体となる表現を心がけ、若干文言の修正を加えてございます。

次に、②の言葉の意味(定義)のところですが、前回提示した案に比べ丁寧な記述を心がけました。ただし、趣旨を変更した意図はございません。なお、前回は、人を示す言葉で、「者」というんですか、記者の「者」とか、何だろう、何かいろいろありますよね。いわゆる、何かごめんなさい、変な例えでならず者とか。何かごめんなさい。そんなあれなんですけども。それとしていたところを、「人」としてございます。子ども条例というカテゴリーにおいて、他自治体の例を見ますと、「人」というのを使っているほうがそれなりに多い状況があることが分かりましたので、今回「人」としてはどうかといったような形で、そろえてございます。

あと、また、「育ち学ぶ施設及び団体」という言葉、このようにいいますと、「団体」という言葉に「育ち学ぶ」が修飾しないということが、そういった解釈があるということなので、他自治体の例を参考に、ここでいう「団体」というのは、資料で示したとおり、子どもに係る団体であると、そのように定義づけてしまっておけばどうかといったようなことで、考えてみました。

次です。総則③の基本理念です。

まず、目的にも書かれている、児童の権利に関する条約といった言い回しの重複を避けたこと、また、「子どもの最善の利益」という言い回しを、これは他の自治体の事例などを参考に、平易な表現、「子どもにとって最も善いことは」に置き換えたりといったようなことをしてございます。また、前回は2つの文章ですが、今回は3つの文章から構成する形としてございます。真ん中の文章を加えたんですが、加えた意図については後ほど説明させていただきます。

次に、(3)の子どもの権利の保障です。区のほうでは、子どもたちへのアンケート等で、どの自治体でも漏れなく条例で保障されている権利7つ、あと、幾つかの自治体の条例でしか規定されていないが、北区としては必要でないかという権利が5つ、さらに区として、子どもたちからヒアリングの中で、区独自に盛り込んでほしいような考えに至った2つの権利で計14、紹介してございました。これまでもどれも大切な権利として、子どもたちにきちんと認識されるようにとといったようなご意見をいただいております、区としても条文化される際、それが分かりやすく伝わればと、大切な子どもの権利といったような項目を新設してみました。

アンケートの際には、今申し上げたとおり、14項目設定したんですが、条例といじめについては後の条文で丁寧に説明を行うことから、(2)の身体的または精神的な暴力を受けないといったもので集約すると。また、貧困防止については、権利というよりは、これは区等の取組としての要素が強いことや、また(3)にあります、あらゆる事象からの差別防止に含めることができるのではとも考え、ここから削除いたしました。ただし、本文のほうには規定を残すことで、決してないがしろにするものではないことを示したいと思っております。

次に、自分らしさを大切にするという項目もあったんですが、こことしては、個別の権利というよりも、条例全体にかかる基本理念に位置づけることがふさわしいのではないかと考えまして、基本理念の2番目のポチに位置づける案を考えてみました。

また、条例制定の趣旨のところとも関連するのですが、差別の要因となる事項について、前回の会議終了後、委員の方から、性自認についても取り上げるべきではといったようなご意見をいただきました。条例制定の趣旨については、パブリックコメントの際には明記されますが、条例が制定された際には、条文に反映されないことなどを踏まえまして、こちらの(3)の①のいわゆる(3)で、これは北区の基本構想から取ったんですが、家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、年齢、性別、障害の有無、国籍、性的指向、性自認等によりといったようなことで、詳しく書くような形を考えてみました。

次です。このところでは、最後に取り上げたいと思うんですが、繰り返し挑戦できることというのを付けています。以前、アンケート等を行った際には、「失敗してもやり直すことができる」といったような言い方をしてございました。子ども・子育て会議では非常に分かりやすく、よいといった意見もございましたが、その後、限られた数ではありますが、子どもたちに意見聴取を行ったり、庁内での検討を行う中で、失敗といった場合に、頑張った努力した成果なども含めて失敗と捉えることは、子ども条例に規定する権利としてはいい形ではない、ひょっとしたら改善したほうがいいのではと。失敗あるなしにかかわらず、全ての子どもの権利として捉えられる、かつ前向きな表現のほうがよいのではないかと、このこと、「繰り返し挑戦できる権利」といったようなことで案を考えてみました。

次です。前回の案では、ここに(3)として、子育て・養育の支援という項目がございまして、保護者が区から支援等を受けられるといったようなことを規定してございましたが、区の役割と重複することから削除する形を考えました。

次に、(4)に進みます。項目の名称について、前回は子どもの安全・安心の保障としてございましたが、条例名称案を反映し、より広い内容、範囲を網羅できるようにすると

もに、項目③にある、子どもが安全・安心に過ごせる環境づくりと、これとも重複を回避するため、子どもが幸せな状態で成長することができる社会の実現に向けた取組の推進といったような項目名を考えてみました。

①の意見表明、参加について、一番上の文章については、前回はあらゆる場面でといったような形で、その例示とともに長文で説明を書いてございましたが、端的なものではないかといったようなことで、その辺りの説明を削除する形にしてございます。

その下、②の居場所づくりです。子どもたちからの意見聴取の中で、安心、安全に遊ぶだけでなく、好きな遊びが選択できることも大切といったような意見がございました。区でもそのような意見を反映させる形で、2番目に、「遊ぶための居場所づくりにあたっては」といったような項目を入れてございます。

次です。④です。子ども一人ひとりに応じた学びの環境づくりについてですが、これは北区の子どもたちからの意見聴取を基に盛り込んだ独自性の高いもので、区と育ち学ぶ施設、団体の役割として明記してございます。

⑤についても、④と同様、北区が子どもたちからの意見聴取を基に、盛り込んだ独自性の高いもので、相談しやすい環境づくり、さらにそういう相談を受けたものに対して秘密厳守、プライバシー保護が課せられるというか、そういった配慮が必要といったようなことでの条文を盛り込んでみました。

⑤の虐待、体罰です。前回の案では、虐待、体罰の内容が広い範囲に及ぶことを丁寧に記述したのですが、やはり条例としますと、かなり長くなってしまうこと、また、どれだけ長くしても、なかなか全体を網羅するのは困難であると捉えました。ただし、他の自治体のように、例えば法律第何条に規定するといったような書き方をすると、やはり子どもたちには不親切なのかなと。そんな思いもございまして、法律や東京都の条例などを参考に、区で監修し発行している手引きがございまして、その表現を引用してみました。そんなところです。

次です。⑥のいじめですが、逆に少々前回に比べて丁寧な記述としてみました。区の条例については、これをきっかけに、逆に子どもたちにも認識してもらえるといいなといったような思いもあって、あえてここでは言及する形を考えてみました。

次、(5)です。区の権利に関する施策の推進、または権利を検証するための委員会、これを前回は2つ項が分かれていたんですけど、それを1つの項にまとめてみたといったようなところです。

(6)に進みます。8ページになりますかね。権利擁護委員についてです。他自治体の記述に比べて、かなり丁寧な記述としていたと思います。条例化に当たっては、一部を規則で規定するといった手続が今後あるかもしれませんが、今回区としては、このようなやり方でやっていくということになるべく丁寧に分かりやすい形でお示しすることを考え、策定したものです。また今日もいろいろ議論いただくことかと思いますが、パブリックコメントを経て、区議会の提案を進めるに当たり、区でも多くの職員が何度も見直しているような状況です。私も見るたびにいろいろな気づき、正直迷いがあります。例えば、「子どもの権利条約の趣旨を踏まえ」と書いたんですけど、「趣旨」じゃなくて「理念」のほうがいいのかとか思ったりとか、本当に今でもすごく悩んでいるところが多々あります。

また、区では子どもたちをはじめ、子どもたちに関わる方に、この取組の周知を兼ねて、

いろいろ相談してきたんですが、今回子どもの権利条約総合研究所という機関が日本にありまして、そこの学識経験者の方にも相談いたしました。本日の会議までにご意見を反映させたものをつくるつもりでやり取りを進めていたんですが、若干そのやり取りに時間を要してしまいまして、やり取りがまた完了できていません。いただいたご意見の中で、例えば子どもの意見や考えという表現が何か所か出てきます。子どもの意見や考えに加えて、「思い」とか、「子どもの意見や考えや思い」、もしくは「子どもの意見や考えや気持ち」とか、そんな言葉にしてみたらどうなのかなんていったような意見等をいただいています。区としてもいまだいろいろ悩んでいるような状況がございます。

ということで、次回以降、皆様が目にする基本的な考え方について、それほど大きな変更はないかと思うんですけど、幾つかそういったことで変更がまだ生じる可能性があるということは、何とぞご理解いただければと思います。いろいろとまた、今日もご意見いただければありがたいです。よろしく願いいたします。

【会長】

ご説明、ありがとうございます。

今、本当に時間をかけて検討してくださっているわけで、今後変更もあり得るということでしたが、ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

【委員】

だんだんと整ってきて、大変うれしく思っています。ありがとうございます。

では、まず、4ページ、(3)子どもの権利の保障のところですが、アンケートのときに使った言葉がとても分かりやすく、私どもの団体の会員は、あの文言のほうがいいのではないかと意見をもらっています。例えば、「ゆったりと安心できる場所で休めること」というのは、「ゆったりと安心できる場所で休み、自由に過ごす時間を持つことができること」と書いてありましたか。

あと、先ほどお話しした「繰り返し挑戦できること」ですが、これも「失敗してもやり直すことができること」のほうが断然分かりやすいと私も思いますし、私どもの会員もそういう意見で一致しています。「子ども条例タウンミーティング赤羽」に参加した会員から聞いたことなんですが、そこで高校生から「安心して失敗することができれば、そこから前に進むことができる」という発言があって、失敗は次への大事な一歩なんだなと感心したそうです。失敗し、でもそれを前向きに捉え、次の選択に向かう力が、これからの子どもたちには特に必要だと思います。子どもたちが学校でよく「繰り返し挑戦して」と言われているようで、「挑戦」って、何か敷居が高い言葉で、あまり言われたくないという子どもも実はいるそうなんです。私たちは言われてないのでよく分からなかったんですが、私も「挑戦して」って、しょっちゅう言われたらうんざりすると思うんですよ。いろいろやりたい、試みたいということをやってみて、失敗してもそれは前向きに捉えて、次に成功するためのステップだなど、そういうような考えのほうがいいんじゃないかなと思います。

あと、(8)の文言ですが、最後に、「自己表現ができること」というのがアンケートで

載っていましたよね。そういうこともとても大事なことで、触れて親しむというだけではなくて、自分で表現ができるということも非常に大事なことだと思います。

あと、最後、多くなるのはどうかとも思うんですが、「自分の気持ちが尊重されて、自分のことは自分で決められること」、自己決定権があることを入れていただけると、もっといいかなと思います。

それから、(4)の「子どもが幸せな状態で成長することができる社会の実現に向けた取組の推進」とありますが、何かとても長くて、分かりにくいんですよ。幸せな状態で成長するというのは前にも書いてあって、それはよく分かるんですが、何回も出てくると、かなり回りくどいと思います。ユニセフでは、子どもの最善の利益を図るべく、子どもの権利条約に明記された子どもの権利を満たすために、積極的に取り組む町のことを、「子どもにやさしいまち」と呼んでいて、子どもにとって最も身近な自治体レベルで、子どもの権利条約を具現化する活動を「子どもにやさしいまちづくり事業」というふうに推進しています。もうこれは、世界的な認識になっていて、日本国内でも多くの自治体でこの言葉で取り組まれるようになってきているので、「子どもにやさしいまちづくりの推進」という平易な表現にしたら分かりやすいんじゃないかと思います。世界的な視野を持って、子どもにやさしいまちづくりについて理解し、北区の子ども条例の条文に取り入れていただけるといいと思いました。

また、先ほど、子ども意見表明のところで、「思い」という言葉がありました。やっぱり気持ちとか思いとかも大事で、「はい、意見ある人。」とか言って、手を挙げて言える子は別に問題ないんですけど、そういうときに何か意見があるけど恥ずかしくて言えないとか、そんなすばらしい意見じゃないんじゃないかと自分に自信が持てない子も多い中、また、まだ言葉で発言できない赤ちゃんにも権利が保障されるということで、子どもの気持ちや思いというのにも加筆していただけるといいのではないかと思います。

また、そのための具体的な取組としては、子ども会議を設置するというのをどこかに書いていただけるといいかと思います。これまでモニター会議という事業を長らく続けていただけて、それはそれで、それなりに効果もあったかと思うんですが、今回のタウンミーティングで、子どもたちがなかなかというか、随分予想外に活発にいい意見を言っていたようなので、そうしたイベントを子ども会議、小学生、中学生、高校生の子どもの会議に置き換えてやっていくのはどうかと思います。子ども条例を制定したということで、事業をさらに進めるという意味で、高校生は毎年ではなく1年置きと書いてあるので、それも毎年やってみたらどうかと思います。

また、11月20日はワールド・チルドレンズ・デイ、世界子どもの日となっていて、これはあちこちの区で11月20日をそういった記念の日にしてあるようなことも聞いているので、北区でも11月20日を、例えば北区子どもの権利の日として設けて、そういう事業を行うということも条文に入れていただけるといいかと思います。どんなことも、よく、ふだん忘れていたけど、年に1回イベントをするときに、みんなでそのことについての意識を高めるとか、意識の維持をするのに効果があるということはよく実証されているので、そうしたことも大事なことかなと思います。

あと、1つ。5ページの(4)の①の三つ目、子どもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切に、尊重することと書いてあって、これは一見別に何の問題もないよ

うには見えますが、これ、子どもに義務を課すというのは、子ども条例にはそぐわないかなと思います。ここの、この条例は、大人が責務を負うというか、子どもの幸せのために大人がこんなことをやろうという見地で書いてあるので、ここでは子どもにこういうことをやれという義務として書くのはふさわしくないと思います。例えば、とある子が他の人の意見を大切にしないし、尊重しないということがあったら、多分、その子がこれまで育ってきた環境に問題があるということも結構あると思うんです。そういうときは、その子ども、そのお子さんにいろいろほかの人の意見を尊重するためにはどうしたらいいかとか説明したり、支援したり、話をしてやっていけばいいことであると思うので、ここで、この文章だけでも義務的なことを書くのはどうかなと思います。

【事務局】

いろいろご意見、ありがとうございます。

実は、正直私たちも悩んでいるところが重複しているというか、そんな正直思いもあって、何か発言に救われた部分もありつつ。ただ、例えば、いろいろ、例えばアンケートの文言も、それは文言も、アンケートを取る際には非常に、それなりに考えてやって、ただ、条文に落とし込む際には、さあどっちがいいんだろうということやっていった中で、こっちがいいだろうという、区のほうでは思いもあったりして、今こういうところにたどり着いて。何でしょう、例えば、今の段階では反映させられる部分と反映させられない部分があるのかなんていう、そんな思いではいるんですけど、意見としては、全然もう、そのおっしゃる意見分かるので、それはそれで持ち帰りたいと思うんですが。ただ、私たちもそれなりに、確かに赤羽の高校生たちが、・・・失敗できることが、それは中学生モニターの子たちも言ったんですけど、ただ、その中学生モニターの子たちなんかは、失敗できるなんて、これはあるといいと言っていた子たちが、この間聞いたら、何度でも挑戦できるほう、「繰り返し挑戦」のほうがいいということを出したので、どうなのかなんていう、そんな思いではいます。

この辺りはひょっとしたら、この形を出して、皆さんからご意見いただくような中で、という部分になるのかもしれませんが。

私、逆に聞きたいのが、もし、例えば、何ですかね。子どもの権利の日ですか、そこら辺りについては、皆さん、どうなんだろうということ逆を聞きたい、伺いたいぐらいで。もし、なかなか、今までの議論の中では正直なかった考えなので、もしあれば、意見ある方いらっしゃればと思います。

【会長】

皆様、いかがでしょうか。11月20日が世界子どもの日なんです。ということで、このことを入れたらどうかとご提案だったと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。事務局からも、その辺の委員のご意見を伺いたいということがありましたので。

どうぞ。

【委員】

いろんなやっぱ活動を、こういうのって出しても意外と流されちゃうことがあるので、

いろんな、今、何とかデイというのを、すごい啓蒙活動で使われてきていて、それによってすごくやっぱり認知度が上がったりしているというのがあるので、私は賛成です。日にちはいつにするかというのは、またご検討いただいてもいいのかもしれないんですけども、啓蒙する上ではすごく、1年に1回振り返るといのはすごい有効なのかなと思っています。

【会長】

ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。

【委員】

すみません。付け足しますと、1989年11月20日に子どもの権利条約が国連で採択されたということを受けて、そのようになっているので、何の根拠もなくこの日がチルドレンズ・デイになっているわけではないということと。あと、もう少しいいですかね。

(6) 子どもの権利擁護、8ページです。そこの(6)の②の(1)委員の仕事というところで、三つ目に子どもの権利の侵害からの救済のため、関係者に要請をすることと書いてあるんですが、これ「要請」って、結構弱い感じがして。子どもの権利を侵害している大人って結構いるんですよ。深刻な侵害もあったりするので、「是正等の勧告」とか、結構強い言葉を使って、もうすぐにやめさせると、態度を変えさせる。そのくらいやってもいいんじゃないかなと思います。救済するんですもの、よほどのことですよ、これ。だから、要請したぐらいで、嫌ですと言われたら、何か終わってしまうような気がします。

それから、この子どものアンケートの集計結果の自由記述って、まだ伺ってないんですけど、ありましたよね、自由記述。お忙しいと思うんですが、できたらこれが知りたいと会員から言われています。

あとは、この子どもの権利条例について、ウェブページに明記するとか何か、どこかに書いてありましたよね、どこだっけ。子どもの権利保障に係る普及啓発の出前講座のところだと思うんですが、前にお話ししましたが、当然、リーフレットの作成もやってくださるものと思っていますが、大人向けと子ども向け、両方のリーフレットを作っていたらいいと思います。

あと、この間のタウンミーティングって、多分何をする会だかがよく理解されなくて、大人の参加が少なかったと思うんですが、条例が制定されるということをきちんと伝えて、それについての大人向けの説明会、もちろん子ども向けにも各学校などでやる必要ありますが、大人、区民に対してしっかり取組が行われてほしいと思います。パブリックコメントの期間中などにさせていただくと、書きやすいんじゃないかと思います。多分、この条例のパブリックコメントをお願いしますと言われても、何がどうなのか、分からない人が割といるんじゃないかと思うので、そんなことも考えていただけるとありがたいと思います。

【会長】

ただいまのご意見に対して、何かありますでしょうか。

【事務局】

パブリックコメントの実施に当たっては、タウンミーティング、なかなか難しいと思うんで、すみません。ぜひ、子どもたちに意見、大人たちにももちろんそうなんですけれど、特に子どものことなので、ぜひ子どもたちに伝わりやすいような形、いろいろ考えていきたいと思います。

あと、何でしたっけ。要請のところは、なかなかその方が何の権限を持って是正を、そこまで強制力を持っているのかというのは、なかなかその条例の中で、逆に権限持たせると、言われたほうは聞かなきゃいけなかったりとかって、そういう側面もあったりするので、思いとしては非常に分かるんですが、難しいのかなと思いつつ、持ち帰って検討してみますが、難しいようなところもあるのかなという思いではあります。

【会長】

ありがとうございます。

ほかに、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

どうぞ。

【委員】

すみません、意見ではないんですが、6ページに⑤が2つ存在してしまっていて、こちらは記述のミスになりますでしょうか。

【事務局】

番号がずれていますので、その後修正します。すみません、ありがとうございます。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

お願いします。

【委員】

ずれるのかもしれないんですけど、リーフレットを作成されているということだったんですが、作る予定ということなんですけど。リーフレット、結構配っても子どもたちは見ないことがあって、虐待防止のカードとかも、配ってはいるけども、結局使い方、子どもたちは分かってないと言って、学校の先生たちは配るけども、どう説明していいかが分からないというのが現実問題あるみたいで、結構、東京都でも問題になっているみたいなので。リーフレットを使う、渡すときに、どういうふうに説明をしてほしいというマニュアルみたいなのを作って、きちんと、ただ渡すのではなくて、説明していただくのがいいのかなと思ったので、ご意見しました。

【事務局】

ありがとうございます。本当、作ることがゴールではないので、確かに。ただ、作らないと始まらないところもあったりして。ただ、それをどう効果的にするかというのは、本当に私たちの苦手なところだと思いますので、ぜひぜひ頑張っていきたいと思います。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。

今のようなご提案も含めて、ほかにいかがでしょうか。

【副会長】

3か所、意見を申し上げます。

まず、1ページ目の条約制定の趣旨のところですが、下から4行目のところに、「すべての子どもが誰一人取り残されることなく、将来への希望をもって」とありまして、また、そのすぐ次の行に、「子どもが未来に希望をもち」とありまして、こうした言葉の使い分けが気になってしまうものなので。「将来」というのは、恐らく自分自身の将来という意味だと思いますし、その下の「未来」というのは、未来の社会に希望を持つという意味かなと思いますので、例えば、「自分の将来」とか、「未来の社会に希望をもち」のような言葉を添えると、より具体的になるかと思いました。

2点目としまして、3ページなんですけど、(2)の総則①目的の中に、また「将来」という言葉が2行目、3行目に2回出てくるんですが、3行目の「子どもが将来にわたって幸せな状態で」というのは、「将来」というよりは「生涯」かなという気がしまして、人生を貫いてという生涯にわたってという意味かと思いました。子どもの権利条約や国のいろいろな貧困対策でも、子どもの将来だけじゃなくて、今の子どもの生活を大切にしようということも言っていますので、将来ももちろん大事なんですが、それだけでなく、生涯にわたってというニュアンスもどこかにあるとよろしいかと思いました。

そして、4ページ目の、先ほども出てきました、子どもの権利の(9)繰り返し挑戦できることなんですけど、私も「失敗」というワードがあったことが割とよかったなと思っていました。つまり、端的に言うと、失敗する権利というのが子どもにあると思うんです。失敗しても大丈夫、許されるという、そういうニュアンスが繰り返し挑戦できると言ってしまうとなくなってしまうのかなという気がしまして、確かに失敗というワードとしてはネガティブなので避けるべきなのかもしれませんが、でも、安心して失敗して、そこから学び、また次に挑戦できるという、何かそういううまい表現があればいいかなと思いました。

以上です。

【事務局】

ありがとうございました。いろいろ、先ほど委員からの意見と併せて、いろいろ検討したいと思います。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。よろしいですか。

この（仮称）北区子ども条例についてのタイムスケジュールは、前にも伺ったかもしれませんが、どんな感じになりますでしょうか。

【事務局】

すみません。こちらについては、11月の終わりから12月の頭か、恐らく12月1日からパブリックコメントを行うような形で、パブリックコメントに当たっては、この基本的な考え方というのをもって、パブリックコメントを実施する予定です。区議会の2月ぐらいから始まる定例会があるんですが、そちらに条文案を。基本的には、この基本的な考え方に沿って条文を作成して、それを議会で承認いただければ、議決いただければといったような形で進めたいと思っています。

だから、パブリックコメントの中で、ひょっとしたら委員の皆さん、別にこれについては諮問したわけではないので、委員の皆様の意見、全て反映できているわけでもないですし、いろいろと、例えば、何だろう、繰り返しなんていうのはひょっとしたらそのまま、今日いただいた意見にもかかわらず、ひょっとしたらそのまま出ちゃった場合には、それはそれで、そういった際にまたご意見いただき、それは区議会のほうの中でどっちがいいんだろうといったような形での議論になるかなと思います。

【会長】

分かりました。ご説明、ありがとうございました。

それでは、次に行きたいと思います。次第の2の③北区子ども・子育て支援計画2020の令和4年度実績について、それから、④北区子どもの未来応援プランの令和4年度の実績について、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

それでは、北区子ども・子育て支援計画2020の実績報告の説明についてです。

まず、次世代育成支援子ども計画についてです。

全般的な傾向として、保育園、学童クラブ待機児解消といった事業では、令和4年度時点で、計画最終年度となる令和6年度の目標を既に達成し、実際、保育園も学童クラブも待機児童ゼロを達成したということで、それなりに進捗が確認できる場所ですが、その一方で、参加型の講座ですとか、教室、そういったものについて、昨年ですと、やはりまだ新型コロナウイルスの感染症の影響等もありまして、目標値に比べて実績が低いものもございます。

また、昨年度この説明を行った際に、委員の方から保育園や学童クラブの待機児解消のように、年々の取組が積み上げて実績となるものについて、進捗が分かるようにとのリクエストをいただきました。そのため、今回、表に補足という欄を設けてみたんです。目標値との比較という欄を設けてみたんですが。ただ、実は、このような単年度の実績でなく、事業を積み上げていく事業というのが、この先ほど紹介いたしました1ページの、1-1の1、1-1の2の保育園の待機児解消と学童クラブしかありませんで、どちらも既に計

画に掲げる目標を達成してしまして、空欄としました。

次に、5 ページ、ご覧いただけますでしょうか。

5 ページの2 つ表があって、上の表の一番下にファミリー・サポート・センター事業というのがありまして、これ、目標値を入れているんですが、これ実は誤りでございまして、これ、あくまでも未就学と就学というのは、いわゆる年間のサポート活動数という単年度の実績になりますので、この事業の補足欄の記述は不要です。すみません、削除をお願いいたします。

なお、メインの指標以外で、サービスの受け手となるファミリー会員数ですとか、あと、サービスの供給源となるサポート会員数、そういった、それはまだ積み上げの数値となるんですが、本計画において目標値は設定してございませんで、それと混同してしまつて、そこに記載が入ってしまったということですが、基本そんなことです。

その他の事業については、質疑の中で説明をしたいと思います。

次、19 ページ、ご覧いただけますでしょうか。

19 ページ以降ですが、こちらは北区子ども・子育て支援計画2020の中で、第5章に位置づけられています、子ども・子育て支援事業計画に位置づけられていた実績をまとめたものです。国が指定する事業について、計画では量の見込みと提供体制の確保等を記載してございます。あわせて、今回の資料では、令和4年度末までの、一部令和5年にも入り込んだ記述としてございます。こちらについても詳しい説明、詳しい中身については、質疑の中で、すみません、対応したいと思います。

最後に、31 ページ以降が北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）の令和4年度実績報告になります。こちらに載っている事業は、未来応援プランの冊子の53 ページ目以降に各計画の事業が記載されていまして、その事業一覧に沿って実績をまとめたものです。そもそも、この未来応援プランというのは、先ほども子ども・子育て支援計画のように、年度を区切って目標を定め達成するといったような性格の計画ではございません。事業を着実に進めていくことで、子どもの貧困対策をしっかりと進めていくといったような目的の計画でございまして、特段この年に目標値が幾らでといったようなものがございませんで、表の一番右の欄に令和4年度の実績のみお示ししているものです。

ここで、1点だけお話をさせてください。37 ページ、ご覧いただけますでしょうか。

37 ページの一番下に区有施設等を活用した学習の場や居場所づくりといったような事業を記載してございます。昨年度同様の報告を行った際に、事務局の間違いによりまして、子ども食堂等の実績を記載いたしました。これ、委員からだったんですけど、ここの事業では、いわゆる「みらいきた」が該当するのではといったようなご質問をいただきました。私、確認しますって答弁して、それっきりになっていて、確認した結果が今年度の資料でございまして、「みらいきた」の実績、今年度はしっかり書かせていただきました。きちんとした回答とおわびにおよそ1年かかる形となつてしまい、申し訳ございませんでした。

次に、資料4です。

資料4は、最後のページだけ、今日、机上に差し替えの資料を置かせていただいたんです、すみません。

子どもの貧困対策に関する指標の実績というのの令和4年度状況です。北区ではこの計

画を進めていく中で、進捗状況を把握するために、17の指標を用意してございます。こちらについても、中身については細かくなってしまいますので、説明は割愛いたしましたが、昨年度、私、この資料説明の際、全体の傾向として、11番の不登校対策などを除き、数値として改善傾向にあるといったような説明をしたんですが、今年度は、全般にわたりその改善傾向が継続しているわけではないといったような認識です。なお、ナンバー4、ナンバー5、裏面におきまして、ナンバー17の指標について、若干クリーム色というか、色づけしたセルがあるかと思えます。そのクリーム色で塗ったところが、事前送付資料の中で、数値の入力ができていなかったり、数値が間違っていたりということで、今回修正をした箇所です。個別の内容については、委員の皆様からのご意見等で説明したいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

【会長】

ご説明、ありがとうございました。

それでは、皆様からご質問、ご意見等いただければと思います。

委員、どうぞ。

【委員】

資料3の①の1ページからいろいろ数値がある中で、他の自治体でこうした担当をしている会員からいろいろ意見がきていて、ご紹介させてください。

ショートステイ事業やトワイライトステイ事業などは、虐待の予防に母子分離や家庭分離ができる自治体の支援メニューの1つですが、実績が少ないのではないかと。北区の人口の規模で、このぐらいの数なのかという疑問があると。在宅で結構、頑張り過ぎている方がいるのではないかとという意見でした。一方、母子がセットの産後ショートとか、産後デイケアは伸びてきていて、しかし、乳幼児のショートは少ないのではないか。お泊まりで、子どもを預けたい保護者と子どもとしっかり分離が必要な保護者の見極めができていのかとても気になる。産後ケア事業は、1歳まで国は拡充しているが、北区では、受入れは4か月児までが限度と聞いていますが、この4か月以降、もっと延長することはないのか聞いてほしいと言われていました。

また、はぴママひよこ面接の2,500通送って、1,599人の面接の実績があって、1,000人弱が面接できていないが、この方たちはどのようにフォローされているのか、とても気になる。切れ目ない支援を行うには、出産後のひよこ面接もきちんとやっていかないと支援が滞るのではないかと言っています。

それから、養育支援訪問支援事業の実績も少ないのではないか。ヘルパー派遣の実績が17家庭で延べ208回、もっと派遣したほうがいい、もっと派遣してほしいという家庭も多分、恐らく多いと思われる。そして、職員の方による訪問が延べ720回と書いてありますが、回はいいとして、件数としてはどのぐらいの件数なのか、この実件数が知りたい。養育支援訪問は在宅支援の柱になるので、そこを教えてくださいということです。

最後に、要保護児童地域対策協議会の実務者会議が2回というのは少ないと思います。最低でも四半期に1回は欲しいし、虐待の通告が、たしか600件強だったと記憶してい

ますが、個別ケースの検討会が72件というのは少な過ぎるので、もっとやったほうがいいのではないかと。母子保護連絡会も年3回となっていますが、月1回ぐらいやってほしいと。この方も北区で子育てしているので、もう少し手厚い事業にしてほしいと意見です。北区では、これから児童福祉と母子保健の連携というのは非常に必要なことなので、その辺がどうも手薄なのではないかという意見をもらっています。どうでしょう。

【会長】

それでは、たくさんご質問が出ましたが、事務局のほうからお答えいただければと思います。

【事務局】

事務局です。たくさんのご意見を頂戴しまして、ありがとうございます。

今すぐ、具体的な数字というところがお示しできないんですが、冒頭にありましたショートステイなんですが、今年度から年齢も拡充していて、相当件数が今上がっているというところで、昨年度の指標としては、数が少ないというところでご指摘いただいていたかと思うんですが、そういったニーズに応えるべく、サービス拡充を今進めているところです。

【事務局】

ご質問、ありがとうございます。

私からは、はぴママのたまご・ひよこ面接のところで、ひよこ面接の実績が少ないのではというご指摘等をいただきましたけども。北区では、現状も母子保健と児童福祉の連携というところ、力を入れてやっているところではあるんですが、児童福祉法の改正等も受けて、さらに来年度からこの体制を強化していこうと考えています。子ども家庭センターということで国が言っていますけども、その機能の構築に向け、現在、子ども未来部と健康部とで検討している状況です。ですので、来年度から、さらに今よりも母子保健と児童福祉、この連携を強化して、本当に切れ目のない支援というところをより実現できるような体制を組んでいこうと思っていますので、こちらについては、今後を見ていただけるとありがたいなと思っています。

以上です。

【事務局】

あと、細かい数値のところについては、こちらで担当を確認した上で、時間がかかるとは思うんですが、皆様にメール等でお知らせするような形を取りたいと思います。よろしくお願いたします。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】

お聞きしたいんですが、9ページ、3-2の6、施設一体型小中一貫校の設置の中で、実績の中で、教育指導課さんが回答なしというのがあるんですね。同じのが、15ページの教育・保育施設における巡回指導員の派遣で、実績で、教育総合相談センター回答なし、これは、この事業内容に関して回答なしというのは、あんまりここに書かないほうがいいという気がします、どうでしょうか。

【事務局】

正直、おっしゃるとおりで、これは作った際の所管課を書いているんですね。なので、担当としては、取りまとめの際に、例えば所管課だったりとか、そういうことも、事務的なことも含めて全部書きちゃっているというのが実情で、表、例えば1ページの一番右の入力する箇所なんていうのは、これは、もう本当に、これは本当に作成者側の理屈でしかないので、そういったようなところも含めて、いろいろ取りまとめも全庁わっとやって、集計するのが大変だったので、このようなことについては反省と受け止めて、次回以降、気をつけたいと思います。すみません、ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。
どうぞ。

【委員】

今、自分自身が4か月の子どもを育児している中なのですが、子育てをしている側の意見として述べます。

まず、先ほども出ましたが、はぴママのひよこ面接については、6月に自分自身の子どもが生まれて、8月の頭のほうに予約をしたいと連絡をしたところ、実態として11月の末頃まではもう予約がいっぱいと言われてしまいました。これでは実績が低くても仕方がないのかなと感じました。実際に予約をして、そのときに聞きたいことももちろんあったので、それが11月まで延びてしまうといったところが、的確な時期に実施されるといった要素も必要なのではないかなといったところが1点と。

もう一点は、先日、四、五か月を対象に実施されている離乳食セミナーにも参加したのですが、実施状況としては、父親か母親かのどちらかのみが参加できるといったところでした。そこを知らずに、旦那が休みを取って、二人で参加しようと思ったのですが、片方だけだとお断りをされて、旦那が参加をするという形になったので、やはり男女共同参画社会といったところですか、両親が仕事も育児もするといった社会に変わってきている中で、これでは両親両方が育児に参加するといったところがまだ推進されていないのかなど。特に片親だけが参加するようなセミナーの内容ではないんじゃないかなと感じましたので、お伝えします。

以上です。

【事務局】

すみません、ご意見ありがとうございます。

相談なんですけど、確かに、ひよこ面接では確かにお待ちになってしまうような状況があって、大変申し訳なかったと思うんですが、北区では、例えば児童館とかの子どもなんでも相談とか、そういったところにお越しいただければ、その他いろいろなところで子育て相談をやっていますので、ぜひぜひそういった、本当にそんな何か月もためとくような。そのとき困っているとき、そのときにタイムリーに聞きたいという話もあるでしょうから、そういったのはぜひぜひというのと。あと、ひよこ面接での対応がなかなか難しい際には、児童館での相談を案内、今時点でお困りのことがあるんだったらということで何か案内できるような、そういった体制についてもいろいろ考えていきたいと思いますので、すみませんでした。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

【委員】

多分、数字の書き間違いかと思いますが、25ページと29ページ、同じような表記なのですが、預かり保育で、私立幼稚園と私立認定こども園の延べ利用者数が9万ですよね、これ。読みからすると90万になるんで、恐らくポイントが違うか、ゼロが1個ついてるか、多分どっちかだと思いますので、訂正だけお願いします。

【事務局】

ありがとうございます。90万はさすがに。1人1回使えば、カウントが1つく・・・なんですけど、90はさすがにないような気がします。精査して、実際、すみません、ホームページで公開する際には修正したものを記載したいと思います。申し訳ございませんでした。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】

2ページの上から三つ目、1-1の17でしょうか、病児・病後児保育（施設型）と、あとその下の病児・病後児保育の利用料金助成型ということで、2つありますが、こちらについて確認です。

利用者数延べ731人が施設型で、ベビーシッターに対する助成金の利用が73人、これ

年間というのは数字に間違いはないですよね？

以前、アンケートの結果でも見ていたんですが、この「病児・病後保育を利用したいと思いますか？」で、圧倒的に利用したくないという回答が多かったんですが、そこは、なぜ利用したくない人がこんなにいるのか、なぜこれだけの人数でとどまっているのかというのは、ぜひご検討いただきたいなど。これが実際に子育てしている、両親共働きの我が家の意見です。

やっぱり子どもの人口数に対してこの利用数とアンケート結果というのは、それだけ機能として使いづらいという、1つの答えなんじゃないのかなと思うんですね。

前にも、分会のときにもお話ししたかもしれませんが、せっかく使える社会資源を実際に使えないというのは、何か使えない理由がそこにあるわけであって。じゃあ、実際に共働きの家庭が、また、それぞれの家庭で、子どもが突発的に熱を出すというのを、年間どれぐらい経験しているのか？と考えると、1、2か月に1、2回の割合で発熱しているという状況が、個人差はあるにせよ、親御さんの実感としてあるのではないのでしょうか。特にコロナ禍に子育てしているご家庭は、子どもの免疫力が弱っていることを肌感覚で感じている方々がすくなくないのでは？と思います。

そうすると、どちらかの親が必ず保育園なり幼稚園なりに迎えに行き、そこから1日、2日休まなきゃいけない。それぞれのご家庭で協力しながらやりくりしていると想像します。この病児・病後児保育のサービスをもっと利用できるようにしていただきたいというのが切なる願いです。

以上です。

【事務局】

貴重なご意見、ありがとうございます。

まず、一つ目の病児・病後児保育の施設利用、利用料金助成型のほうの実績が伸びてない理由を先にお答えしたいのですが、これは同様の制度でベビーシッター利用支援事業、病児・病後児ではなくて、ベビーシッター利用支援事業の補助金というのがかなり東京都の主導の事業で充実しているものがあります。その補助金の上限額というのが、この病児・病後児保育の利用料金助成型というものよりも充実している関係で、多くの方が東京都のベビーシッター利用支援事業を活用して、病児・病後児のお子さんをご自宅でシッターさんが見ていただくという事業をやっている形もあるので、そこに利用が流れている関係で、実際にこの年間73人という実績は間違いではなくて、そちらに利用が移っているという経過がございます。まず、それを1つお答えとします。

そして、もう一つ、委員から非常に示唆に富んだご意見だったと思います。そもそも利用実績が伸びない理由というのは、もともとにその仕組みに、構造上にその問題があるんじゃないかというご指摘だったと思います。それはご指摘のとおりでありまして、北区でも、1つ、区外の、文京区の施設なんですけど、その施設も使いながら病児・病後児保育をその施設に預けて利用される。区内には、そういった施設が3施設、病児・病後児も含めて3施設あって、合計でその4施設でお子様を施設でお預かりするというやり方をしています。それと、今、合わせた助成事業でご自宅で見えていただくという方法もあります。そんな形で、そんなラインナップで事業を行っているところなんですけど、実際に、ご自宅

の利用も、この補助金の助成の件数から見ても、ほかの既存のベビーシッター事業に流れているとはいえ伸びていない、そして、施設の利用実績、施設型のほうの利用実績で見ても、ご指摘のとおり十分に利用がされていないというのがございます。

そこにどんな事業が、利用が進まない理由があるのかというのは、ご指摘のとおり、まさに区としても検討を今始めたところでございます。近隣区でいうと、文京区などがかなり駅前の複合施設、商業施設、商業ビルの中に、そういった病児・病後児保育の施設を誘致して、そこで、小児科と非常に連携しながら病児・病後児保育の受入れを行っている保育施設というの、そこに助成金を出して事業を実施しているという事業が、モデル事業があるんです。それを見ても、やはり利便性がよくて、保護者の方にとって使いやすい施設であれば、利用実績はかなり伸びていることも確認しています。そういう意味では、これまでのやり方と同じ、施設型にしても、同じ病児・病後児保育の施設型を、同様に数だけを増やすのではなくて、利便性にかなり特化したような、どこか、かなりの利便性、駅前の、例えば再開発が今進んでいますので、そういった中で、そういう中に事業者を誘致できないかとか、そんな視点も含めて、今後の病児・病後児保育事業の在り方というのは検討していきたいと思っています。

貴重なご意見、ありがとうございました。

【会長】

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】

14ページの、子どもセンター・ティーンズセンターへの移行ということで、事務局に伺いたいんですが。非公式には何となく伺っていますけど、改めてこの場で教えていただきたいんです。当初の計画、令和3年度ですか。わくわく広場できるところから、どんどん児童館はティーンズセンターに変更してくという当初の方針、ざっくり伺っていますけど、その後、あんまり進捗してないような気がするんですけど、そこら辺は数値的のことも含めて、どんなものでしょうか。教えてください。

【事務局】

子どもセンターの移行の検討の進捗ですが、この14ページに書かせていただいたとおり、昨年度、令和4年度の実績としては、検討はしたんですが、それ以降のが書いてございません。要は、結論が出ていない状況です。これは、方針を立てた平成25年からそのような形で、放課後子ども総合プランが順次できていく中で、子どもセンターへの移行というの進めていこう、そういうような方向性では進んでいるんですが、いまだ、言葉はあれですけども、中途半端にとどまっているというところなんです。

ただ、いろいろこの長い10年間の中で、人口動態も変わってきている、また、改めて児童館、それから子どもセンター、いずれにしても地域の子育て施設という形の中で、こういった役割を今担っていくのかというのも、いま一度考えていく必要もある、そういう

ような中で、引き続きそこは検討して、所管課長としては、結論を出していきたい、そういうふうには考えてございます。

【委員】

ティーンズセンターに移行したところがうまくいかなかったとか、そういうことじゃないですね。千陽所長、浮間でやっていらっしゃいましたから、そのことも含めて伺っているんですけど。

【事務局】

ティーンズセンターについても、浮間、これがたしか令和2年に複合施設に入ってというところで、第1号としてやっているところです。ただ、その実績の検証もしたかったところですが、ちょうどコロナ禍が始まったという中で、検証もなかなか難しかったところもあります。今回、先ほど、子どもセンターへの検討も所管課長としてやっていきたいという考え、それとともに、ティーンズセンターについても同様です。一定程度の結論というところで考えていきたい、そのようには考えています。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後、次第の3、その他ということで、事務局のほうからご説明等、ありますでしょうか。

【事務局】

特になしということで、大丈夫です。

【会長】

そうですか。

ありがとうございます。じゃあ、その他というのは、特になしということですね。

それでは、ほかによろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。以上をもちまして、令和5年度第3回北区子ども・子育て会議を閉会としたいと思います。どうもありがとうございました。